

貞昌院護持会規約

- 第一条 本会は貞昌院護持会と称する。
- 第二条 本会の事務所は貞昌院に置く。
- 第三条 本会は貞昌院の運営に寄与し、本尊、檀信徒各家先祖代々の精霊の尊厳を護持するを目的とする。
- 第四条 本会の会員は貞昌院檀信徒を以て組織する。
- 第五条 本会は第三条の目的を達成するため以下の事業を行う。
- 1 本堂、庫裡、山門等堂宇の修理。
 - 2 仏像、仏具等の整備修理。
 - 3 檀信徒各家先祖代々精霊位牌の整備。
 - 4 年別過去帳の整備。
 - 5 本山への檀信徒負担金、宗務所費、教区費、県市仏教会費等の負担。
 - 6 布教教化の援助、後継徒弟の育英、寺族生活の安定。
 - 7 其他貞昌院護持に関する事項。
- 第六条 会員は本会の維持並前条の事業を行うため毎年会費を志納する。会費は別に定める。
- 第七条 本会に左の役員を置く。
- | | |
|---------|--------|
| 会長一名 | 副会長 二名 |
| 会計二名 | 幹事 若干名 |
| 会計監査 二名 | |
- 会長は本会を代表し、事務事業を執行し会議の議長となる。
- 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき之を代理し、庶務を分掌する。
- 会計は会計事務を掌る。
- 幹事は会員相互の連絡を図り会費の徴集をする。
- 会計監査は会計を監査する。
- 第八条 会長、副会長、会計は貞昌院檀信徒規程第九条の世話人中より互選し、幹事、会計監査は会長の指名により選出し、総会において承認を得る。
- 第九条 役員任期は三年とし再選を妨げない。
- 補欠により選出された者は前任者の残任期間とする。
- 第十条 役員会は、住職、会長、副会長、会計及び幹事を以て組織し、貞昌院護持に関する事業その他の重要事項を審議決定する。
- 第十一条 本会に役員名簿、会費志納簿及び会計簿を備え常時整理する。
- 第十二条 本会の会計年度は四月一日より翌年三月末日とする。
- 第十三条 会計監査は役員会の要請ある場合は会議に出席し意見を述べ、随時会計の正否を監査し、当該年度分の監査結果を次の総会に報告する。
- 第十四条 本会は毎年四月八日に最も近い日曜日に、貞昌院本堂で総会を開催し、事業並に会計の報告をする。
- 第十五条 各会議の議事決定は出席者の過半数の同意による。
- 第十六条 この規約は総会の議事決定を経なければ改正することができない。
- 附則 この改正規約は平成十九年四月八日より施行する。